

令和2年度 第11回全体庁議（10月9日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 上下水道料金体系の見直しについて[上下水道部]
----	-------	--------------	-----------------------------

■ 提案・報告の趣旨

8月4日に「上下水道料金体系のあり方」を帯広市公営企業経営審議会に諮問し、9月4日に答申を受けたことから、答申内容を踏まえた上下水道料金体系の見直しについて、令和2年10月22日の建設文教委員会へ報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1. 上下水道料金体系の検証結果と見直しの考え方

上下水道事業については、上下水道料金収入の減少など様々な課題がある一方で、収支見通しでは、企業債償還金や十勝中部広域水道企業団からの受水費の減少などにより、累積資金残高が一定程度確保される見込みである。また、水道料金は、道内主要都市と比較すると高額となっていることから、これからの時代に即した料金体系へ見直しを行い市民負担を軽減する必要がある。

- (1) 上下水道料金の算定期間 令和3年度から7年度までとする。
- (2) 見直しの対象 水道料金体系のみとし、下水道使用料体系は据え置く。
- (3) 水道料金体系の見直しの考え方

①小口使用者の負担軽減

一般家庭を中心として広く市民負担の軽減を図るため小口使用者の負担を軽減する必要がある。

②大口使用者の負担軽減

道内主要都市と比較して割高な料金単価となっている大口使用者の負担を軽減する必要がある。

③超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の水道利用の促進

水道利用促進や地下水からの転換を促し水道料金収入を確保するため、一定の使用水量を超える超大口使用者の負担軽減や、地下水から水道へ転換する際の経費負担軽減のほか、バックアップ料金制度の見直しが必要である。

④公共用料金体系

一般用より割高な料金設定であるため、一般用の水道料金の引下げに合わせ、一般用との均衡を図る。

- (4) 水道料金の改定時期 令和3年1月1日以降の検針分から新料金体系を適用する。

2. 小口使用者の料金体系の見直し内容（主に一般家庭など月に20㎡以下の使用者）

○口径20mm・25mmの月に10㎡までの従量料金単価の引下げ及び月に10㎡を超え20㎡までの従量料金単価の引下げ

3. 大口使用者の料金体系の見直し内容（主に業務用など月に50㎡を超える利用者）

○月に50㎡を超える従量料金の最高単価を廃止

4. 超大口使用者、地下水利用専用水道事業者の水道利用の促進

- ①月に1,000㎡を超える部分に逡減性の従量料金単価の新設
- ②地下水から水道へ転換した場合の給水装置を新設又は改造した場合の負担金の軽減
- ③バックアップ料金制度の廃止

5. 公共用の用途区分の廃止 公共用の用途区分を廃止し、一般用を適用

6. 水道料金体系見直しの効果

- 見直しの対象者（令和元年度実績） 延利用件数約489,600件 うち見直し対象延件数約428,100件（割合87.4%）
- 見直しの効果額（税込、令和元年度実績ベース）約245,850千円

■今後のスケジュール

- ・10月22日（木） 建設文教委員会に上下水道料金体系の見直しについて報告

■ 審議結果

- ・同内容で、10月22日建設文教委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし